

予 算 審 査 特 別 委 員 会

1. 日 時 平成23年3月24日(木曜日)
午後2時05分～午後4時10分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 竹 岡 昌 治 委 員
徳 並 伍 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
大 中 宏 委 員 河 村 淳 委 員
村 上 健 二 委 員 原 田 茂 委 員
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員
柴 崎 修 一 郎 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
秋 山 哲 朗 議 長 布 施 文 子 副 議 長
4. 欠席委員 有 道 典 広 委 員
5. 欠 員 1名
6. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 係 長
7. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 波 佐 間 敏 総 務 部 長
福 田 和 司 総 務 部 次 長 久 保 宏 二 総 務 部 監 理 課 長
伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長 矢 田 部 繁 範 建 設 経 済 部 建 設 課 長

午後 2 時 0 5 分開会

委員長（南口彰夫君） それでは、予算委員会を開催いたします。昨日までの経過を再度、確認すると資料提出の要求ということで、下領北団地解体 2 工区の工事等に関する資料、適切な技術者の配置についてと、二つの資料の請求を、議長を通じて執行部に出しました。その上提出していただいたのが、仮囲いに関わる費用ということで、約 1 3 0 万円の予算が組まれているということで、予算が組まれているという事実を確認することが出来ました。更にもう一つは主任技術者、管理技術者、専門技術者届、ということで、現場代理人と主任技術者の届け出がなされていると。届け出に基づいて実態がどうであるかということについて、昨日議論がなされました。それと三番目の工程表、工程表に基づいて、この株式会社ユウエイのほうから工事の日程スケジュールということで着手期日が 3 月 2 日と完成期日が 3 月 2 0 日ということで、先程の仮囲いが工事が入っていてもなされてなかったという事実を確認をいたしました。その上で先日、本人に、昨日の委員会の出席要請と診断書の再度の提出ということをお願いをいたしました。残念なことにまだきょうぎりぎりまで待って見たんですが、本人の所在が確認されておりません。この点については昨日も述べたように、会議規則の第 1 条、議員は召集の当日に会議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。第 2 条議員は、事故のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。第 3 条議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。ということで更に委員会規則、会議規則の第 8 1 条委員会規則で、第 8 3 条に委員は、事故のため欠席、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ということで、議員としての少なくとも道義的責任で会議規則に照らして、きちんとした対応が有道議員に家族の方を通じて要請をしたが、今日まで現在まできちんとした対応がなされてないというのが今の状況です。それを報告した上で、最後にもう一度各委員の皆さんから、今後の対応についてご意見を賜りたいと思います。気の毒なとかいうことの意味は、私も分からないわけではないんです。だいたい日本共産党の議員というのは、もう何十年前から人のいやがる仕事ばかりしよるんです。私もこういう仕事 4 0 年間やってきたけど、おもしろかったとか楽しかったというのは一度もない。本当いやな仕事はいやなんです。ですから、私は一度平成 1 5 年に議員を辞めたんですが、別に株式会社ユウエイだからやりよるわけでもないし、ほかの大手の企業でそ

ういう違法行為、とか違反行為ですね、があれば、これまでもきちんと議会を通じてなり、市民に明らかにする手立てをビラ等を持って、共産党のビラ等を持ってやって参りました。ところがくどいように繰り返すんですが、もう既に何らかの処置は終わってるんですけど、ここに万が一事故があったときには、じゃ誰が責任を取るんですかと。結果的には手続き的にきちんとやるといったことがやられてないと。それがやらなくても済むというのが議員バッジ、このバッジを付けておれば議会の中に限らず、市役所の庁内、市役所の出先をそれこそえびって歩いて、職員をひれ伏すことをさせることができるのがこのバッジなんです。職員は反論することが出来んから。少々汚い言葉を使っただけののしって、脅し上げれば多少のことは言うことを聞くようになる。私20年もやっちゃったら脅しじゃけじゃのうて、すかしも含めてやくざと似たり寄ったりのことをすれば、大概の大きなことはできんけど、どぶ板のあの辺に橋を架けれとか、うちの近所の廻りを優先的に草を刈れとか、議員バッジがあるとないとでは全然違う。美祢市は囑託員制度というのを取ってますけど、囑託員が夏前に一斉にわあわあ言うてきても、やっぱりどこを優先するかというたら、何となく見ちゃったら、議員バッジがついちよる人らあの地区を優先する傾向もある。その問題も含めて、職員に襟を正してもらわんにゃいけんことも私はあると思うちよる。あえてそのことで、工事現場であまりにも対照的な現場が二つ直線距離で50mしか離れてない、しかもこの工事現場、私の自宅から直線引いても300mないところなんです。そういうところで平然と行われるという風潮は、そろそろ議会の中でも、議員含めて経済活動等も含めて問題のある議員は、私だということに言うてもらえりゃ、私今から辞表書いてこのまま議会の外に出ますので、そうした意見も含めてあれば、さきほどいろいろ出ちよるんで、率直に言うてもらったら、勝手に口だけで外に出ませんから、事務局を呼んで、手書きではあと押して出ますので、そういうけじめを議会が今、付けなければならぬと思って問題提起をして、政和会さんや徳並委員長には大変泥をかぶるような形になってもらったんですが、あえてこの席に着かせていただいて、最後のけじめを付けたいと思っております。ということで言いたいことを言わしてもらいよるんじゃけど、委員の方で引き続きこの問題をどうするかということであれば、最終的には私委員の皆さんの意見に従います。腹を決めて従います。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 職員の名誉の問題なんですが、今の委員長はバッジを付けた議員の周辺を優先的にやってるとか、やれるかもしれんと言うならいいけど、やってるといような表現をされたんですが、これは職員に取ったら心外で、反問権も

何にもないんでだまっとくしかないんですね。ちょっと発言は訂正なり、もう少し違った表現をしていただきたいなと思います。

委員長（南口彰夫君） とりあえず今の発言についてはお詫びを申し上げます。ただし訂正というのは昨日広辞苑を読み上げたとおりで、反省を含めて詫びを入れた思いを訂正と言うんです。そういう意味では訂正はいたしません。職員の方にはそこに副市長もおってやから、きちんと庁内の中で調べたあと、市長にきちんと報告をして、議長を通じて抗議があれば、その責任は取ります。庁内でよく調べて下さい。竹岡委員の言われんとせんことも分からないことはない。ただし事実確認をされたほうがいいと思います。その上で何らかの責任は取ります。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 予算審査特別委員会で新年度予算なんですけれども、当初紛糾していた2日間紛糾という形で、委員長が南口委員長に代わりまして、新年度予算の一般会計、そしてそれ1日夜の10時半までやって一応採決できた。それから次の2日目には特別会計と公営企業会計、これも何とか様々な面審議しながら質疑しながら2日間でされたというのは、私はすごく評価してるわけですよ。そういう面じゃ2日で出来たというのは良かった。こちらも質疑は出来たと。そういう面で、あとはただ今回の株式会社ユウエイの件について、安全の仮施設をきちっと付けていなかったということで、今紛糾してるわけでありましてけれども、これについて私昨日もお話ししたとおりですね、ユウエイがもし作業して安全防護柵をしないで、していたら建設経済部長も言われて、必ずそこにはチェックが入ると。もしそういった状況をしなかったならば、行政としてはそういったことがないように、すぐ作業をストップさせるという形で行政としての対応は出来ていて、そのままずっとしないで全部解体が終わってしまうということにはなっていなかったんじゃないかと。そういう面じゃ執行部としての動きというのは、大切な適切な対応であった。それがたまたまあなたが行った時にしていなかったという部分においては、大きな問題があるけれども、それは全部解体するまでに安全防護柵がそこまでしないで作業を行うということは、私は低かったんじゃないかとそういった認識でありますので、昨日の建設経済部長の意見というのをしっかりと参考にしながら、私も今後ともそういった面には判断して行きたいと思ってるわけでございます。以上です。

委員長（南口彰夫君） 岡山委員ついでに今の質問で、ですから本人が次の日も出てきて、予算委員会もきちんと出席をして議論して、既に訂正をしたと。工事も安全対策も取ってこうこうこう処理をしたということになれば、発展が違反が違法に

なることはなかつただろうと。ところがこれが全く問題点を指摘して以後、所在不明、あなたどっか知っちゃってですか。有道委員がどこにおってか。ご存知ないんでしょう。はい。

委員（岡山 隆君） その件については、私は存知てはおりません。いずれにしてもですね。今本人が予算審査特別委員会でこういったMYTの報道で見てるかどうかわかりませんが、いずれにしても本人がいろんな情報が入って来ていない部分もあるかなと。そういう面でそれぞれ委員長もまたほかの方もいろいろ配慮されてですね、有道委員さんが来てそこで今回工事にあたって仮施設を声があるかどうかそのへんはわかりませんが、それについてはしっかりと行政としてはストップさせるという方向で実際はなる予定だった。だからその辺についてはですね、私は本人がきちときょうでも来て、それについては大変ご迷惑したということで市民の皆さんに一言お詫びしておれば、相当物事というのが解決していたなという認識ではあります。それがなかったということで、委員長もそれなりのお怒りとは思いますが、その辺については今後の問題にもなってくると思いがけませんが、きょうが本会議の最終日でありまして、今から議決する議案がかなり四十数件あります。そういう面で、一刻も早く今東日本大震災で様々な面で、大変な状況にあるわけでございます。そういったところで万難を排してですね、まず新年度予算この委員会でしっかりと採決、議決、中身は通ったんですけど、その他の項目についてもですね。委員長のご配慮によってですね、しっかりと押し進めて、一刻も早く終了していただきたいということをまず委員長にお願い申し上げるところでございます。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございます。美祿市の市民のほとんど165億の予算は、市民の国と違いますので、別に防衛費やらなんやらはいちよるわけじゃないので、そのほとんど民生費、医療費、教育費、その市民の生活に直結する予算ですから、これを速やかに通さなければならぬと、こうは思っています。ただし、せっかくですから岡山委員さんにお尋ねをしたいのですが、結果的にここで幕を閉じたら、本人の所在は分からない。当分の間と、当分の間ということになったら、来年の3月、議会が4月に解散するので、来年の3月議会に出てこなくても、毎月30万円の歳費が自動的に、引かれものはあるけど、自動的に税金から毎月払われる。そんな状態で許されるのなら、皆さんがそれでもう許しちゃってくれとそれでもええと、はっきり言われるんなら、幕は閉じます。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それに関しましてはですね、厳しい目で見られるのは市民の

方だと思います。これについて、私らはしっかりと今まで既に今回の事業に関しても質疑かなりやってきましたし、建設経済部から部長、課長、それぞれお話もあり、副市長からもその辺のお答え等はあったと思いますので、私はそれについては了解しておりますけれども、あとは市民の皆さんがどう判断するか、そういったところに私は掛っていると思いますので、あと市民の皆さんの英断に掛っているところのものが、非常に大きいのではないかとそのように思っているところであります。

委員長（南口彰夫君） ちょっと違うのはね。市民が何らかの判断をして、何らかの処置が出来るのは、来年の4月までできんです。だから税金から歳費を払うという行為を止めることは市民はできん。残念ながら。おそらく訴訟を起こしたとしても、議員対する歳費の支払いを裁判所で判決を求めようと思っても、何らかの判決が出る頃には、もう解散になっちゃう。だから私は議会の責任だと言ってる。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） その点に関しましては、南口委員長は地方自治法かなり頭の中に入っていると思いますので、それに対する対処、処置というのは、あなたをご存知だと思いますので、その辺を通じて逆にお聞きしたいなと思っております。

委員長（南口彰夫君） 私が知りうる法律の範囲内と議会ができることは、二つしかない。昨日も言ったとおり、地方自治法第100条に基づく調査権、それから会議規則等に基づく懲罰委員会、この二つの設置でこの問題を引き継ぐことしかないんじゃないですかと昨日から言いよる。岡山委員。

委員（岡山 隆君） だから100条委員会についてはですね。今から起こしたとしても、今日の5時で延長すればどうか分かりませんが、きょうで終わりなわけですね。

委員長（南口彰夫君） いいえ100条委員会は特別委員会じゃから、休会中といえども継続する。予算委員会は今日の5時で終わりなんです。

委員（岡山 隆君） 分かりました。

委員長（南口彰夫君） 懲罰委員会も過去の例であるように、休会中といえども100条委員会と懲罰委員会は継続することができる、特別委員会ということで。同じ特別委員会でも予算委員会というのは、予算が成立した段階で自然消滅、若しくは委員長が委員長報告をした段階で、それで全て終わりになる。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） その辺については、ここで審議しても進まない点もありますので、暫時休憩なりしてですね。（「いやだ」と呼ぶ者あり）会派でしっかりと

(「いやだ」と呼ぶ者あり) どうするか。そういった形がいいんじゃないですか。
委員長(南口彰夫君) いいや暫時休憩はせん。密室に入ったら、いつも口喧嘩と数で負ける。はい、竹岡委員。

委員(竹岡昌治君) 委員長と岡山委員のやり取りをお聞きして、委員長がとうとう駄々をこねはじめたんじゃが。そうは言っても、平成23年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の予算委員会でありますので、それも既に十分審議され、そして委員会は可決をしております。しかしながら、本会議で委員長報告がない限り、この委員会を閉じない限り、委員長報告も出来ないということでもありますから、会期を延ばしゃあ、まだ日にちはあるんですが、これはまあ一つの私は提案を申し上げたいと思うんですが、本日の日程の43号、第43号、第44号。これは恐らくですね、長い間、議会運営委員会でも検討しました。秋山議長から諮問を受けて、検討した結果、全員協議会等でも議員の皆様方には、既に十分理解をしていただいた上で、きょう、議員提出議案第1号、第2号という形で美祢市議会基本条例の制定について、第2号が美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の制定についてということが、後ほどまた、議論されるだろうと思いますし、議員からの提出議案ということで出される予定になっております。したがってですね、これは、今までの経緯から見て、99.9%可決されるであろうと、こういうふうに思っておりますし、また、そうあるべきだと思っております。そうしますと、もし、委員長、並びに議員の皆さんが、もし持っておられれば、政治倫理条例の第3条を見ていただきたいと思えます。第3条には、(1)から(6)までの政治倫理基準というのが設けてあります。初っぱなに、市民全体の代表者として、議員は、代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れがある行為をしないこと。私も配食事業をやっておりますんで、それについて行政裁判も起きております。後々ですね、先程、岡山議員が建設観光委員長報告に対しての質疑の時だったと思うんですが、指定管理者制度まで含めて、その関与している議員等についてとなりますと、私、ちょっと調べてみました。公共事業が5名の方、委託事業が私が1人、指定管理者が1人、これは、実際には受けておられませんが、影響力があるという、日頃から議会で議論になっております。物品購入、その他のサービスで3人。25名中10人が何らかの経済活動の中で関与しているわけですね。これの議論というのは、また、23年度においては、すべきだろうというふうに思います。それをちょっと置いとってですね、私が申し上げたいのは、政治倫理基準、取りあえず、きょう、可決されるであろうこの基準にですね、

実は、調査請求権が付与されます。その場合に議員が二人以上の連署をもって議長に対して、調査の請求をすればいいことになっております。これは、議決も何もありません。議長に申し出てから、議長は、審査会を、審査委員を7名ほど、議員の中から議長が任命して審査をします。そうしますと、調査、当然、信頼回復の処置というのでも設けてあります。残念ながら、有道議員がこの委員会の中で焦点となっておりますが、先程、私も体調を崩して点滴を打ちに行ったんですが、医師の話を聞きますと、あの時点では、私は、あの診断書は間違っていないと。しかしながらどっかに入院されたんなら、届けるべきですよえと。四方山話に帰りました。私もそのとおりだと思います。したがって、我々市民から負託を受けている議員ですので、それなりの説明責任、それからきちんとした対応をしないくちやあならない。また、信用回復のための措置が第8条に書かれております。その当該議員が、やはり、それなりの信用を回復するために必要と認められる措置を講じなければならぬと書いてあります。こうした観点から、出来れば委員長も英断をもってですね、この予算委員会はこのことが可決もしされるならば、いわゆる、議長に申し出るという皆さんの同意があれば、終結をしていただきたい。その上で委員長報告をまとめていただいて、予算のいわゆる採決に入っていったらいかがだろうか。こういうふうにご提案を申し上げたいと思いますが、ぜひ、皆さんの同意が取れるかどうか、お取り計らいをいただきたいと思ひますし、さっきのように、いや、辞めたとおっしゃるなら、それで結構ですが、いかがでしょうか。

委員長（南口彰夫君） 三好委員、今の竹岡委員の話は、分かった。理解できた。理解できたか、出来んのか。（発言する者あり）ちょっと、習いに行け。習いに行ってください。ちょっと、私も習って来る。ちょっと、待って。他の委員に一人ひとり聞いたら、全部ちゃんと答えられる、よく理解して賛成か反対かの態度を取れるように。ちょっと職員。（発言する者あり）三好委員。（「分かりました」と呼ぶ者あり）あ、分かったの。何とよかったね。取りあえず日本共産党としては、これでいく。（発言する者あり）いやいや、ええの。習うたんじゃろう。（発言する者あり）あのね、知らないということは、恥ずかしいということじゃあない。知った時に初めてその人間は立派になるの。だから、分からんことは、誰にでも習うてもええ。でも正しいことを習わんにゃあいけん。時々嘘を教えるもんがおるから。議員の皆さん、やっとうちの三好委員も含めてこの全体が理解ができたので、これを早くこのきょうの議会で通すと。通したら、この条例を適用して対応するということで、事務局に確認を取っても、実務的に竹岡委員の発言の手続を、ただし、正

副議長の了解がいるということなので、先程、正副議長の了解を取りました。実務的には、問題ないということなので、この、早く予算委員会を終結して、早くこの美祢市議会改革条例を通すということで、行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）採決ね、ということで、この早い話が、株式会社ユウエイ問題の工事現場等にかかる案件について、予算委員会としては、美祢市議会基本条例の制定を受けて、基本条例に沿って対応するということ。（発言する者あり）政治倫理ね。政治倫理条例の、政治倫理に関する条例の次のところで、対応するというので、取りまとめたいと思いますが、ご異議ありませんか。はい、質問どうぞ。

委員（山中佳子君） 今、委員長がおっしゃることは、議会倫理条例が成立して、そのあと調査請求権をもって今から審査会を設立するということまでを含んでいらっしゃるんですかね。

委員長（南口彰夫君） そうですね。

委員（山中佳子君） 設立するということまでを、それをみんなで決を採られるということですか。それをここですることが出来るんですか。

委員長（南口彰夫君） 通ったあとに、要望すると。

委員（山中佳子君） 二人ということで、だから、これを先にやるかどうかということ今、諮られるわけですか。

委員長（南口彰夫君） それで、この案件を終結したいということ諮る。

委員（山中佳子君） それを今から採られるわけですね。その次の問題は、次の本会議においてやられるわけですね。

委員長（南口彰夫君） いいや、可決されたら、竹岡委員。分らんのが、分らんのに説明しても。

委員（竹岡昌治君） 私の提案は、これは大事な予算ですんで、終結すると言うても、委員長は、最後に臭いもんには蓋をするのかというような言い方ですから、我々も返事が出来ません。したがって、この倫理条例は、恐らく、99%と申し上げたのは、あれでも、反対があるかもしれませんからという意味だったんですが、これは、議会に諮らなくてもいいんですね、この調査権を使うときは。議員が二人以上の連署をもって、議長に対して、連署ですから、おそらく書類だろうと思います。口頭じゃあなくて書類だろうと思います。議長に対してその調査の請求をすることが出来る。議長はそれを受けたなら、本会議に諮る必要も何もありません。すぐ審査委員会の委員を7名任命して始める。そして、私が最後に申し上げた

のは、8条にご本人の信頼回復の処置が、道が作ってありますので、有道議員も出られて、その辺の自分の信頼回復もする必要もあるんじゃないかなというふうに思います。したがって、この通るならば、これを議長に申し入れるということに皆さんの同意を取ってもらえませんかと言ってるんです。そして、この委員会を最終していただきたい。その上で委員長報告をし、粛々と予算を採決に入っていただきたいとこのようにお願いしたわけです。

委員長（南口彰夫君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） ちょっと確認したいんです。条例、規則こういったものが制定されたら、その制定された日からその効力を発揮して、この条例に従って粛々とやると。ただし、法律も同じように、前に遡って、罰則を適用するとか。この条例が可及、もとにかえってやるというのは、法的な根拠があるかないか。これを確認をしておきたいと。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私が申し上げているのは、確かに河本議員さん言われるように、決まってもない法律を前もってというのは、確かに問題はあります。したがって、私が申し上げたいのは、4月1日以降でないと申し入れできないわけですね。ですから、当然二人の連署を持って議長に申し入れるのは、4月1日以降になると思います。これが適用されてからということになると思います。しかし、それを前提として、この予算委員会は最終していただけないだろうかというご提案でございます。はい。

委員長（南口彰夫君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 竹岡委員の言われることよく分かります。ただ法的なこの効力の面については、私の知る限りでは、あらゆる法において、過去に遡って、そういう違反、違法、こういうことについては、可及しないと。これが、法律の前提になっている。これは私の今までの自分の体験から言うことです。だから、

委員長（南口彰夫君） 何となく分かった。河本委員の言われることは、きょう結論がでなかったなら、有道議員は無罪になるということですか。

委員（河本芳久君） ちょっと待って下さい。有道議員の問題じゃあないんです。この条例が、適用されるかどうかというときには、その日をもって以降の行為、事象に関して、その要綱なり法律は、有効ということなんです。

委員長（南口彰夫君） ルールと法律の解釈の問題。

委員（河本芳久君） そういうことなんです。そのことを確認しちよかんと、過去

に遡って法律というのは、適用されない。

委員長（南口彰夫君） それは、分かった。なるほどなあ。それは、もう崩れたね。

委員（河本芳久君） それはどこに問い合わせられても、この法解釈は、美祢市議会においても適用されなかったら、法治国家ですから。このことだけは、確認しておきたい。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） さすが、元先生詳しいですね。そうすると、きょうから施行という提案も出来んことはないですよ。政治倫理条例は。もう一点は、じゃあ、本当に臭いものに蓋をしたままで終結するかというのも、皆さんに諮っていただきたいと思います。私は、一つの打開策としてまだ、調査が出来る方法を考えただけであって、それが、だめだとおっしゃるならば、一人ひとりの意見を聞いて下さい。臭いものに本当に蓋をするのかどうか。私は、先程も自分の恥話も申し上げました上で、この政治倫理条例で議員が経済活動を関与しているのと、議員の立場と、これを徹底的に25人中10人おると申し上げました。それぞれ、名前を挙げてもいいんですけど。私自身のことしか今、申し上げません。しかしながら、それで、この議会が本当に正常に議会活動ができるかどうかという議論を、どっかですたいと思っています。

委員長（南口彰夫君） 解散するか、辞職するかじゃな。ちょっと待ってね。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 出来れば、打開策というふうに考えましたが、愚かな発言でありました。したがって、法に基づいて物事を処理していくのが、議会でありますので、今まで、何日間か長い間かかってきて、お互いに調整しようと申し上げましたが、本日より、法に基づいてきちんと委員長やっていただきたい。このように思います。

委員長（南口彰夫君） 俺は、好きなの。日頃つくねって言われるんよ。焼鳥屋の。ルールに基づいてやるのは得意なぞ。ルールに基づいて、徹底的にやっていきたいと思います。今、竹岡委員から言われたように、昨日散々、委員会で好き放題に言わしてもらいました。懲罰委員会も含めてばっさりやってもらってもいいなと思ってるんですが、永遠と続いていますので、私もそういう意味じゃこのまま、永遠とずるずるいきよることそのものが、株式会社ユウエイに働く人たちに私は気の毒なんです。そこに働く人たち。その会社と職場は守らんじゃあいいけん。働く人た

ちのために。それで、代表取締役の有道議員と市会議員のバッチを付けちよる人が一緒やから、早くきちんとした対応をしてほしいということでやってまいりました。それで、時間がないので率直にお尋ねします。このまま、終わるということは、さっきも言ったように歳費も含めて、その払い続けるんです。私、一人ぎゃあぎゃあ言うたって、これをきょう閉会したら、あとは、市民の有権者任せっちゅうわけには来年の4月までいかんと思うんです。歳費を止めることもできん。(発言する者あり)臭いものに蓋をする人の賛成を求めりゃあええ。そういうのは下策。(発言する者あり)そうか。法に基づいたら、何をすればええ。はい、竹岡委員。委員(竹岡昌治君) 100条設置もいやだ。それから、妥協策もいやだ。そうおっしゃるならば、もう法に基づいて私が運営して欲しいって言うたのは、委員長結論が出るまでこの委員会は、閉会出来ませんし。それから本会議もきょうは、終結しません。3月31日までまだありますんで。ちゃんと法に基づいて運営をしていただきたい。

委員長(南口彰夫君) それでは、皆さん、よい打開策がでるまで、ここに座っておりますので、随時。手を挙げて発言をして下さい。よい方法があれば。それまでは、別にこの席に着席しておることについては、拘束いたしませんので、図書室に行くなり、どっかに電話をするなり、いい方法を考えて下さい。一緒に。それから、執行部の人、竹岡議員が講義があった議員バッチを付けて役所の中へ、議員バッチ付けて議員がまわりゃあ、少々脅しもすかしも言うことを聞くと。それで、それこそ庁内のごみ拾いも含めて、職員がびりびりしてよう言うことをよく聞くという、暴言なのか事実なのか。副市長以下、取りあえず全員退席して市長とよう相談して、そのことの結論がきょう出るんならきょう出して、部長を通じてきちんとして下さい。はい。過去、高いところで丸二日間頑張ったことがあるから。それを思やあ、きょう中やな。(発言する者あり)どうぞ。立って、席を離れるのは別に許可はいりませんから。何ぼでも立って出て行かれようが、帰られようが。好きなようにしていただきたい。過半数が割ったら、それで委員会は成立しないので自動的に解散。じゃけえ交代で行ったら。(発言する者あり)休憩っちゅうわけにはいかんでしょ。MYTが流れよるのに。何か理由がいる。休憩するのに。何時から始まったかいね。(発言する者あり)ほんなら、一時間経つまで。小学校の授業がだいたい35分から40分じゃろう。中学校が45分ぐらい、航行が55分ぐらい、大学が1時間半じゃからな。それでは、何分ぐらいがええ。夜中まで。俺、暫時っちゅうのはすかんのいね。本当はね、俺も行きたいじゃ、ちょっとね。じゃけえ、3

時 15 分まで休憩いたします。その間、しっかり勉強して下さい。以上。

午後 2 時 54 分休憩

午後 3 時 16 分開会

委員長（南口彰夫君） それでは委員会を再開いたします。先程までの議論の経過を再度確認をいたします。先程の議論の経過のなごりですと、この株式会社ユウエイの関わる事案について、議会基本条例並びに政治倫理条例の制定をもって、これを適用したらどうかと言う竹岡委員の提案に対して、河本委員より、これが施行実施日が 23 年 4 月 1 日から施行するということになると、法律上の問題でこの問題を適用することは出来ないという指摘はごもっともだと思います。そこで皆さんにお諮りいたします。この条例を 23 年 3 月 24 日本日付を以て実施するということ、議長のほうに本会議を開催していただいて、本会議でこの条例を可決したあと、再度この予算委員会を開いて、この問題をこちらのほうに投げかけるということを取り計らいたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） ご異議なしと認め、只今より議長に本会議の開催を申し入れます。それまで予算委員会は暫時休憩といたします。以上。

午後 3 時 18 分休憩

午後 4 時 07 分再開

委員長（南口彰夫君） それでは予算委員会を開会いたします。先程の本会議の経過を踏まえまして、平成 23 年 3 月美祢市議会定例会で議員提出議案ということで先程、美祢市議会基本条例の制定、並びに美祢市議会政治倫理に関する条例の制定がなされました。これを受けて先程から続いています、株式会社ユウエイ代表取締役社長有道典広議員の関わる下領住宅の解体工事等に関わる案件について、この政治倫理条例の第 3 条並びに議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。同じく第 4 条市民は、議員が前条第 1 項各号に定める政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、有権者の 50 分の 1 以上の者の連署を持って、その代表者が、これを証する資料を添付して、議長に対して調査の請求をすることができる。2 議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、これを証する資料を添付して、議員 2 人以上の連署をもって、議長に対して調査の請求をすることができる。ということで、議員 2 名以上をもって議長のほう

に請求するというので、これまでの委員会での議論を取りまとめたいと思いますが、ご異議ありますか。ご意見ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） 意見ご異議なしと認め、直ちにこの委員会閉会后に議長に申し入れをいたします。ということで取りまとめをいたしたいと思います。ご異議、ご意見なしと認めて、これをもって予算委員会を閉会になります。皆さんご苦勞様でした。

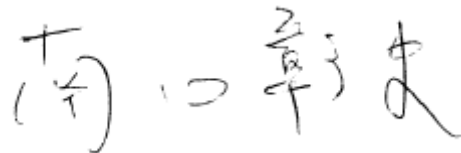
午後4時10分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月24日

予算審査特別委員会

委員長

Handwritten signature of Naoka Akifumi in blue ink, consisting of the characters '南', '口', '彰', and '夫' written in a cursive style.